

インフレスライド条項の適用に関する取扱基準

この取扱基準は、八王子市工事請負契約約款第25条第6項の規定（インフレスライド条項）に基づき、八王子市（以下「発注者」という。）と受注者が工事契約金額の増額変更協議を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

1 定義

(1) 請求日

インフレスライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日をいう。

(2) 基準日

スライド額算出の基準とする日をいい、基準日を出来高の算定並びに賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日とする。基準日は、請求日と同日とすることを基本とするが、発注者と受注者が協議の上、請求日から起算して14日以内で定める日とすることができる。

(3) 残工期

基準日以降の工期末までの工事期間をいう。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

(4) 出来形数量

基準日における既済部分に係る設計数量をいう。

(5) スライド額

下記5（スライド額の算出）により算出した契約変更の対象となる額をいう。

2 適用対象工事

残工期が2月以上あり、かつ、次のいずれかに該当する工事を対象とする。

- (1) 工期中に賃金水準等の変動があり、契約金額が著しく不相当となったもの
- (2) その他市長が適用対象と認めた工事

3 請求方法

- (1) 受注者は、様式1-1及び様式1-2に必要事項等を記載の上、工事担当課へ提出する。また、このほかに賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったことを示す資料がある場合は添付する。
- (2) 工事担当課は上記(1)による請求があった場合、スライド額協議開始予定日及び基準日を定め、請求日の翌日から起算して7日以内に、様式2-1により受注者に通知する。
- (3) 契約金額の変更を請求する工事が上記2(1)に該当する場合は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでの間に請求を行うものとし、この間の請求は1回までとする。

4 出来形数量の確認

- (1) スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、工事担当課は、請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行う。受注者は、出来形数量の確認に当たり、必要な資料を提出する。
- (2) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行う。
- (3) 出来形数量の基本的な扱い
 - ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱う。
 - イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とする。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形数量に含めるものとする。

5 スライド額の算出

- (1) スライド額は、次式により算出する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表す。

S：スライド額

P1：変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額）

P2：変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）

上記P1及びP2は、それぞれ次により算出する。

$$P1 = Z1 \times \alpha$$

$$P2 = Z2 \times \alpha$$

Z1：変動前残工事設計額（発注者の積算金額から、基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額）

Z2：変動後残工事設計額（変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z1）に相当する額）

α ：落札率（当初契約金額／予定価格）（有効数字は積算基準による。）

- (2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における発注者の積算単価とする。
- (3) P2及びZ2の算出に用いる単価は、基準日時点の発注者の積算単価とする。ただし、受発注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。
- (4) 同一工事において契約金額の変更を複数回請求する場合であっても、上記(1)から(3)までに基づきスライド額の算出を行う。ただし、それぞれの基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

6 スライド額の協議

- (1) 発注者は、様式3-1により受注者にスライド額（案）を提示する。受注者は異議のない場合、スライド額協議開始日の翌日から起算して14日以内に様式3-2を提出する。
- (2) 14日以内に上記(1)の協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、様式3-3により通知する。

7 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行う。ただし、予算措置等を伴う案件については、その手続後に契約変更手続を行う。

なお、議会の決議が必要な案件については当該決議をもって、委任専決処分が可能なものは委任専決処分をもって、契約変更確定するものとする。

8 手続の流れ

別紙「インフレスライドの手続フロー」のとおり。

附 則

この取扱基準は、令和6年（2024年）2月8日から適用する。

インフレライドの手続フロー

～請求から契約変更手続までの基本的な流れ～

